

地域社会福祉の増進に

横芝で関係者が研究会

県および郡社会福祉協議会（長から社福事業実施状況を主催の町村社福相互視察研究会）説明して討議研究を行いました。二月十日横芝町役場で開催され、郡内各町村から役場の担当課長、民生委員総務など二十余名と、山武支庁長、県社福組織部長ほか五名が講師または助言者として出席されました。

この催しは、各町村輪番で会場を受け持ち、当番町村の事例発表を中心として研究討議を重ねていくというもので、今回が第一回の会合でした。

先ず、押尾住民課長から町の福祉施策についてその概況を、市原社福会



写真は社福の視察研究会で挨拶する山武支庁長

各町村出席者から活潑な質問や意見の開陳があり、これに対し県、郡の助言者から適切な指導助言があつて、午前十時から午後四時までミツチリと協議、研究し、多大の成果をおさめました。

現在の横芝町社会福祉協議会は、行政に依存する度が高く、自主的な活動は消極的であるので、更に住民一般の認識を高めるとともに、その理解と協力とによって早急に改組改革を行い、住民の中に根を張った民間団体としての体制を整えて、行政施策と表裏の関係を保ちながら、積極的に、福祉に欠ける状態を究明してその解決を図り、明るく住みよい地域社会の実現に努めなければならぬと考えられています。

国保の保険証を更新

四月一日から桃色のものに

四月一日から国民健康保険の保険証が更新されます。新しい保険証は桃色になり、番号も変わるので、これまでの黄色の保険証は使えなくなり、従つて古い保険証は新しいのと引かえに役場へ返していただくこととなります。新しい保険証は目下作成中

ですからでき上り次第お届けしますが、若し古い保険証に書いてある世帯員に異動や変更がありましたら、新しい保険証の記載事項を訂正する必要があるため、至急に申し出て下さい。このこととは又、保険税にも関係があります。というのは保険税は四月

国保運委かわる

会長は藤城頭義氏

国民健康保険運営協議会の委員が任期満了したため、一月一日付で新たに委嘱替えされました。

この協議会は国保事業の運営に関し、町長の諮問に応じ、または自主的な協議を行なう機関で、被保険者の代表、国民健康保険医師及び歯科医師の代表、公益代表のそれぞれ三名の委員で構成されています。

新しい委員の顔ぶれは次のとおりです。（敬称略）

- | | |
|-----|-----------|
| 委 員 | 藤 城 頭 義 |
| 会 長 | 平 山 清 |
| 委 員 | 押 尾 猷 一 |
| 委 員 | 笹 本 金 次 郎 |
| 委 員 | 鈴 木 定 夫 |
| 委 員 | 野 村 義 寿 |
| 委 員 | 越 川 薫 |
| 委 員 | 実 川 喜 昌 |
| 委 員 | 渡 辺 勅 夫 |

税金が減免される

資産買換えの特例

土地や家屋などの資産を売った場合は、その譲渡益に対して所得税や町県民税がかかりませんが、次のような場合には「居住用財産の買替えの特例」の適用を受けられます。

①個人が土地や家屋を売り
②その売った日の前後一年以内に居住用の土地や家屋を買い

③一年以内にその人および扶養親族が住宅に使用し
④土地や家屋を売った年分の確定申告書にこの特例の適用を受けた旨を記載し
⑤売った資産と買い換えた資産の譲渡所得の計算明細書などを添付して確定申告書を提出することになります。

この特例を適用しますと売った代金の全部を、買い換えた資産の取得にあてた時は、譲渡所得による所得税は課税されません。また売った代金に残りがでたときは、その残った金額だけに課税されることとなります。

また、土地や家屋を売った日から一年以内に買い換える予定で、それが年をまたがるときは所得税の確定申告の際

に、住宅の取得予定年月日、取得予定価格などについて、「見積額の承認申請書」を提出して税務署長の承認を受ければよいのです。

次に「事業用資産の買換えの特例」について説明しますと、この特例も居住用財産の買換えの場合と同じように①個人が事業用として使っている特定の資産を売り
②売った年の翌年（工場移転など特別の場合には更にその翌々年）の十二月三十一日までに、代りの特定の資産を取得し
③その取得した日から一年以内に事業用に使用し
④税務署に所定の手続きをすることになります。

右の「特定の資産」というのは、一般的には土地、借地権など土地の上に存在する権利、建物とその付属設備、構築物、機械装置などをいいます。また税務署への所定の手続きも居住用財産の買換えの場合と同じです。

なお詳しくは税務署または役場税務課へお問合せください。

国をささえる若い力

陸 海 空

自衛官募集

詳細は役場企画課まで